

志賀原子力発電所周辺の安全確保及び 環境保全に関する協定書

石川県（以下「甲」という。）及び志賀町（以下「乙」という。）と北陸電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の設置する志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺における地域住民の安全を確保し、生活環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（安全性の確保）

第1条 丙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止と地域住民の安全確保のため、関係諸法令及びこの協定に定める事項を遵守し、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

2 丙は、発電所の保守運営に当たっては、安全管理体制の強化、新技術の開発、施設の改善等を積極的に行い、従事者の被ばく低減及び放射性廃棄物の放出低減を図らなければならない。

（公害の防止）

第2条 丙は、発電所の保守運営に伴って生じるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の公害を防止し、周辺環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境放射線及び温排水等の測定）

第3条 甲、乙及び丙は、発電所の周辺地域における環境放射線及び温排水等の測定を実施するものとする。

(原子力環境安全管理協議会)

第4条 甲は、発電所周辺地域における環境放射線及び温排水等の状況を把握し、地域住民の安全確保及び生活環境の保全について必要な事項を協議するため、石川県原子力環境安全管理協議会（以下「管理協議会」という。）を設置するものとする。

2 甲は、発電所周辺地域における環境放射線及び温排水等の測定に関する技術的事項を検討するため、管理協議会に石川県環境放射線測定技術委員会及び石川県温排水影響検討委員会を設置するものとする。

3 管理協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(測定の立会い)

第5条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、その職員を第3条の規定に基づき丙が実施する測定に立ち合わせることができるものとする。

(計画等に対する事前了解)

第6条 丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設を増設しようとするとき又は変更しようとするときは、甲及び乙と協議し、事前に了解を得るものとする。

(核燃料等の輸送計画に関する事前連絡)

第7条 丙は、甲及び乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について事前に連絡するものとする。

(平常時における報告)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 発電所の運転（試運転を含む。以下同じ。）計画及び運転状況
- (2) 定期検査の実施計画及び実施結果
- (3) 環境放射線の測定結果
- (4) 温排水等の測定結果
- (5) その他必要と認める事項

（異常時における連絡）

第9条 丙は、次の各号のいずれかに該当したときは、甲及び乙に対し、その旨を直ちに連絡し、その状況及びそれに対する措置を速やかに報告するものとする。

- (1) 原子炉施設の事故、故障等により原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき。
- (2) 関係諸法令に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき。
- (3) 従事者その他発電所に立ち入る者の被ばく線量が法令に定める許容被ばく線量を超えたとき又は許容被ばく線量以下の被ばくであっても、被ばく者に対し特別の措置をおこなったとき。
- (4) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物質が管理区域外に漏洩したとき。
- (5) 発電所敷地以外において、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送中に事故が発生したとき。
- (6) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (8) その他必要と認める事項が生じたとき。

（測定結果、平常時の報告事項及び異常時の連絡事項の公表）

第10条 甲は、第3条の規定により実施した測定結果並びに第8条の規定により丙から報告を受けた事項及び前条の規定により丙から連絡を受けた事項を公表するものとする。

(立入調査)

第11条 甲及び乙は、この協定の施行に必要があると認めるときは、その職員に発電所の立入調査をさせることができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により立入調査する際、必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、甲及び乙の職員以外の者を同行させることができるものとする。

(適切な措置の要求等)

第12条 甲は、地域住民の安全確保及び周辺環境の保全のため、特別な措置を講ずる必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、国を通じ、又は直接丙に対し適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。

2 丙は、前項の規定による措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって、速やかにこれに応ずるものとする。この場合において、丙は、甲及び乙にその原因を説明するとともに、丙が講じた措置の内容及び施設の使用開始計画について協議するものとする。

(損害の賠償)

第13条 丙は、発電所の保守運営に起因して、地域住民に損害を与えたときは、誠意をもって、被害者にその損害を賠償するものとする。

(風評被害に係る措置)

第14条 丙は、発電所の保守運営に起因する風評によって、明らかに、農林水産物等の価格低下、営業上の損失等経済的損失（以下「風評被害」という。）が発生したときは、その損失に対し誠意をもって、補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定によって解決できない場合において、甲は、当事者から処理の申出があったときは、公平かつ適正な措置を決定するものとし、丙はその決定に従わなければならない。

- 3 前項の場合において、甲は、必要があると認めるときは、石川県風評被害対策協議会（以下「対策協議会」）を設置し、その意見を聴くものとする。
- 4 対策協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（関連企業者に関する責務）

第15条 丙は、関連企業者に対し、発電所の保守運営に係る安全確保、環境保全及び秩序の保持について、積極的に指導及び監督を行うとともに、関連企業者がその指導等に反して問題を生じさせたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

（諸調査の協力）

第16条 丙は、甲及び乙が実施する発電所に係る安全確保及び環境保全のための諸調査に積極的に協力するものとする。

（防災対策）

第17条 丙は、防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する発電所に係る地域防災対策に対し、積極的に協力するものとする。

（自主警備）

第18条 丙は、自主警備体制を整備する等発電所の運営管理に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

（広報）

第19条 丙は、発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し、地域住民に特別の広報を行うとき又は報道機関に発表するときは、甲及び乙に対し、事前に連絡するものとする。

(違背時の措置)

第20条 甲及び乙は、丙がこの協定に定める事項に違背したと認めるときは、甲及び乙が協議のうえ、甲は丙に対し必要な措置をとるものとし、丙はこの措置に従わなければならない。

- 2 甲は、丙がこの協定に違背した内容について必要があると認めるときは、公表するものとする。

(協定の改定)

第21条 この協定に定める事項（この協定に基づいて別に定める事項を含む。）について改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙又は丙のいずれからでも、その改定を申し出ることができるものとする。

(細則)

第22条 この協定の施行に必要な細則については、甲、乙及び丙が協議のうえ、別に細則を定めるものとする。

(協議)

第23条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、そのつど、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 石川県、志賀町、富来町及び北陸電力株式会社が昭和63年12月1日付けで締結した志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。
- 2 本協定は、協定締結日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙及び立会人において記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月1日

甲 石川県 知事

乙 志賀町 町長

丙 北陸電力株式会社 取締役社長

立会人 羽咋市 市長

七尾市 市長

中能登町 町長